

平成26年

# 上砂川町議会会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
第 1 号 (6月24日)	
議事日程	2
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
斎藤勝男の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	3
副町長の(株)上砂川振興公社平成25年度決算並びに平成26年度事業計画報告	4
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	5
町長行政報告	5
教育長教育行政報告	6
報告第 1 号 専決処分報告について「平成25年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)」 (承認)	7
報告第 2 号 繰越明許費の報告について「平成25年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」 (承認)	9
同意第 4 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて(同意)	10
議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第22号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第23号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例制定について	11
議案第24号 定住自立圏形成協定の締結について	13
議案第25号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	14
議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	14
議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	14
町政執行方針	16
教育行政執行方針	21
議案第28号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)	24
議案第29号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	27
議案第30号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	28
議案第31号 平成26年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事請負契約 締結について(原案可決)	29

休会について	3 1
散会の宣告	3 1

第 2 号 (6 月 2 7 日)

議事日程	3 3
会議録署名議員	3 3
開議の宣告	3 3
会議録署名議員指名について	3 4
町政執行方針に対する質疑	3 4
高橋成和	3 4
町長 奥山光一	3 5
川岸清彦	3 7
町長 奥山光一	3 7
吉川洋	3 8
町長 奥山光一	3 9
教育行政執行方針に対する質疑	4 1
高橋成和	4 2
議案第 2 1 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 4
議案第 2 2 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 4
議案第 2 3 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	4 4
議案第 2 4 号 定住自立圏形成協定の締結について (原案可決)	4 4
議案第 2 5 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について (原案可決)	4 4
議案第 2 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について (原案可決)	4 4
議案第 2 7 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について (原案可決)	4 4
議案第 2 8 号 平成 2 6 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	4 4
議案第 2 9 号 平成 2 6 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	4 4
議案第 3 0 号 平成 2 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	4 4
調査第 2 号 所管事務調査について (許可)	4 7
派遣第 1 号 議員派遣承認について (承認)	4 7
追加日程について	4 7
意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 5 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書 (原案可決)	4 7
意見書案第 6 号 憲法解釈変更による「集团的自衛権の行使容認」に反対する意見書 (原案可決)	4 8
意見書案第 7 号 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書 (原案可決)	4 9

意見書案第8号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書（原案可決） .....	49
閉会の宣告 .....	50

## 出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.24	6.27
1	伊藤充章	○	○
2	川岸清彦	○	○
3	吉川洋	○	○
4	斎藤勝男	○	○
5	数馬尚	○	○
6	高橋成和	○	○
7	横溝一成	○	○
8	大内兆春	○	○
9	堀内哲夫	○	○

## 説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.24	6.27
町 長	奥山光一	○	○
副 町 長	林智明	○	○
教 育 長	飯山重信	○	○
教育委員長	栗原順道	○	○
監 査 委 員	横林典夫	○	○
監査事務局長	中島隆行	○	○
総 務 課 長	米田淳一	○	○
企画振興課長	浅利基行	○	○
企画振興課参事	是洞春輝	○	—
住 民 課 長	渡辺修一	○	○
福 祉 課 長	西村英世	○	○
税務出納課長	永井孝一	○	○
教 育 次 長	前田厚	○	○
企画振興課技師長	佐藤康弘	○	○

## 事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.24	6.27
議会事務局長	中島隆行	○	○
書 記	三上美知子	○	○

平成 26 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 24 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午後 1 時 43 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
6 月 24 日～6 月 27 日  
4 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（斎藤議員）
  - 3) (株) 上砂川振興公社平成 25 年度決算並びに平成 26 年度事業計画報告（副町長）
  - 4) 例月出納検査結果報告（3・4・5 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について「平成 25 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）」
- 第 7 報告第 2 号 繰越明許費の報告について「平成 25 年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」
- 第 8 同意第 4 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
※ 同意第 4 号は即決とする。
- 第 9 議案第 21 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 22 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 23 号 上砂川町重度心身障

- 害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 24 号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第 13 議案第 25 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 14 議案第 26 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 15 議案第 27 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  
※ 議案第 21 号～第 27 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 16 町政執行方針
- 第 17 教育行政執行方針
- 第 18 議案第 28 号 平成 26 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 19 議案第 29 号 平成 26 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 20 議案第 30 号 平成 26 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 28 号～第 30 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 21 議案第 31 号 平成 26 年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事請負契約締結について  
※ 議案第 31 号は、質疑・討論・採決とする。

---

○会議録署名議員

8番	大	内	兆	春
1番	伊	藤	充	章

---

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成26年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで6月の人事異動によりまして担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。企画振興課の浅利課長です。

○企画振興課長（浅利基行） 6月1日付で企画振興課長を拝命いたしました浅利です。どうぞよろしく願いいたします。

（開会 午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月27日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 砂川地区広域消防組合議会について。

標記の件につき、平成26年第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時、平成26年5月21日（水）午前10時。

2、場所、砂川市役所議会委員会室。

3、議件、議案第1号 平成26年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 工事請負契約の締結について、議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第4号 財産の取得について、議案第5号 財産の取得について。

4、結果については、慎重審査の結果、各議件とも全会一致原案のとおり可決されております。

なお、詳しい資料につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご参照いただきますようよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、株式会社上砂川振興公社の平成25年度決算並びに平成26年度事業計画報

告について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等につきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付しております振興公社の平成25年度営業報告書、決算報告並びに平成26年度事業計画書をご参照願いたいと思います。

初めに、1ページ、1の決算の概要をごらん願います。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より施設並びに周辺の土地を購入して上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に入り8年目を迎えており、健康の里づくりプロジェクト事業を中心に、無料送迎バスの運行のほか、各種健康づくりイベントの開催のほか、法要後宴会誘致や集客プランの企画などの営業展開により、独立採算の基本理念のもとに温泉経営に努めてまいりました。長引く経済不況の中、パンケの日、火曜割引日等の割引やプレミアム回数券などのキャンペーン販売の効果により、日帰り入館客数は増加傾向にありますが、依然厳しい運営となっているところであります。

詳細な内容についてご説明申し上げますが、1ページ下段の収入区分別売上高H24年度比較に記載のとおり、利用収益では対前年度比7.9%、868万2,000円増の1億1,835万円となり、これに町委託料として特産品開発事業分530万2,000円、町助成金の入浴料助成1,400万円、入湯税分540万円、国民休養地分460万円、送迎用バス更新助成500万円の合計2,900万円と雑収入46万円を加えた1億5,311万2,000円が平成25年度の事業収益総額となりました。

次に、2ページ上段の事業実施に係る経費の主な内訳をごらん願います。支出にありましては、人件費が対前年度比10%、446万9,000円増の4,896万円となり、人件費を除く管理経費のうち燃料費につきましては価格の高騰等により対前年度比9.5%、155万3,000円の増の1,792万6,000円、光熱水費では水道使用料の増により対前年度比4.8

%、67万2,000円増の1,469万7,000円、修繕費では建築後16年経過による補修箇所が増により対前年度比10.2%、61万3,000円増の663万4,000円、仕入れでは宿泊客、法要後宴会件数の増により対前年度比4.9%、110万5,000円増の2,359万2,000円となったところであります。支出総額は1億5,267万1,000円となり、差し引き44万1,000円の経常利益から法人税31万5,000円を差し引いた12万6,000円が当期純利益となっております。

(2)の入り込み客数の状況をごらん願います。日帰り入館客は対前年度比5.3%、5,425人増の10万7,689人、宿泊客数は対前年度比9.1%、564人増の6,770人で、全体では対前年度比5.5%増の11万4,459人となったところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から4ページの(4)、宿泊客対策までまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

4ページ下段から庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、公社の発行済み株式は③番の資本金以下に記載のとおり、資本金は7,747株、3億8,735万円で、株式の100%を町が所有しております。

6ページには、施設の利用状況を記載した資料を添付しておりますので、後ほどごらん願います。

次に、7ページ、貸借対照表でございます。振興公社の年度末における資産と負債の額は、それぞれ4億777万3,488円となり、流動資産等各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書をつけておりますので、後ほどごらん願います。

9ページ、損益計算書でございます。公社全体の損益につきましては、先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、損益計算書下から3行目のとおり税引き前当期純利益金額は44万1,458円となり、これから法人町民税、道民税31万5,000円を差し引いた12万6,458円が当期純利益金額となりました。

10ページの販売費及び一般管理費につきまして



は、9ページ、損益計算書中段の販売費及び一般管理費1億2,907万8,723円の詳細でございますので、後ほどごらん願います。

11ページ、株主資本等変動計算書でございますが、利益剰余金に記載のとおり当期末現在の繰越損益は50万5,075円の黒字となるものでございます。

次に、平成26年度の事業計画についてご説明申し上げます。13ページの1番、基本方針であります。平成26年度は電気料金、燃料費などの高騰に加え、消費税増税の影響等を考慮しつつ、前年度並みの収入確保を前提として年間入館者数目標を前年度入館者数の11万4,000人とし、利用収益を前年度の決算額同様の1億1,840万円を目標に掲げ営業努力をいたします。支出にあっては、燃料価格の高騰による燃料費の増加や電気料の値上げ等による営業経費の負担が大きくなっていくことから、人件費削減を初め仕入れ原価抑制や各管理経費の削減等に努めます。

次に、2の部門別事業計画であります。1の日帰り部門にあっては毎週火曜日、入館割引デーの年間継続設定や優待つき回数券の販売を実施するほか、無料送迎バスの運行や祝日、祭日などに合わせたイベント開催と館内露店の展開、インターネットや専門誌利用など宣伝活動の実施による集客向上を図ってまいります。

(2)、宿泊部門にあっては、訪問販売等を行う営業サラリーマンや工事関係者の宿泊確保のほか、インターネットから直接予約できるじゃらんnet宿泊サービス、毎月22日を夫婦の日と設定したプラン等の継続や旧ロッジの活用、町内スポーツ施設を利用した合宿誘致、そして町職員の協力を得ながら官公庁、各種団体へのPR活動を実施し、さらには町実施事業と連携協力を図り、誘客に努めてまいります。

(3)のレストラン、宴会部門にあっては、季節感のあるメニューの創造、特産品を活用した料理、イベントに合わせた料理や月間ごとの新メニ

ュー等の販売を継続して実施するとともに、宴会誘致策として町内外事業所、各種団体等の訪問のほか、法要会食のPR等を引き続き実施してまいります。また、運動会デリバリーの実施はもとより、自宅での宴会デリバリーの実施を継続して行うほか、仕入れ価格の見直しを行いつつ経費の軽減を図ってまいります。

(4)、売店部門については、各商品の販売状況等を把握し、顧客ニーズに沿った商品選択を行うとともに、特設ワゴンでの廉価販売などを継続し、売り上げ向上に努めてまいります。

(5)、特産品開発販売部門については、昨年町から委託事業として行った町産ニジマスを活用した薫製や温泉料理の販売が好評だったことから、本年度も引き続き実施し、秋ごろをめぐりに期間限定での販売を目指します。

次に、3の事業予算であります。収入を1億4,275万円、支出を1億4,221万8,000円とし、差し引き53万2,000円の予算とするもので、詳細につきましては16ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収益として入館料2,484万2,000円、町民無料券937万6,000円、宿泊料2,590万6,000円、以下手数料まで合計で1億1,840万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,435万円を見込み、合計1億4,275万円としたところであります。

次に、費用であります。人件費と厚生福利費で5,300万円のほか、主なところでは燃料費1,792万5,000円、光熱水費1,669万5,000円、仕入れ2,350万円等を見込み、事業費用合計で1億4,221万8,000円とし、差し引き53万2,000円の経常利益を確保する収支予算としております。

ただいまご説明いたしました内容について、15ページの損益計算書にまとめておりますので、後ほどごらん願います。

なお、今期の公社の役員体制であります。13ページ下段に新役員体制を記載しております。町長が相談役を辞任し、代表取締役については副

町長がその職につくというもとの形に戻すことで私が代表取締役、永井前代表取締役が監査役に、米田監査役と新たに浅利企画振興課長が取締役に就任いたしましたので、今後ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上が振興公社の事業報告、事業計画であります。振興公社にあっては依然として厳しい経営環境にありますことから、町からのさらなるご支援をいただき、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のおりでありますので、ごらんいただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告いたします。

今回報告いたします平成26年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項につきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、そのほか1件につきまして報告をさせていただきます。

マイクログラス社の設備増設についてであります。マイクログラス社につきましては、駒が台工業団地におきまして医療用カバーグラスとスライドグラスの製造のほか、医療用マイクロトームかえ刃の製造を行っており、近年医療機関等の臨床検査に使用いたします顕微鏡用スライドグラスとカバーグラスがアメリカを中心に海外からの需要が高まっておりますことから、これらに対応するため製造機器を増設し、生産性と生産効率の向上を

図り、増産体制を構築することとしております。増設いたします機器は、スライドグラス自動洗浄装置及び切断機、自動張り箱機、研磨機など5台を導入するもので、平成26年度においてはスライドグラス自動洗浄装置1台を購入し、事業費は5,450万円となっております。切断機及び自動張り箱機につきましては、既に導入済みであります。このたびの増設に伴い本年度新たに5名の採用を予定しており、本年度を含めまして今後5年間で15名を採用することとしております。雇用環境が厳しく、また地域経済が低迷している本町にとりましてこの事業は雇用の拡大と地域経済の活性化につながるものと考えますことから、空知産炭地域総合発展基金を活用いたしまして3,000万円を助成することとしまして、過日産炭地域振興センターに対し申請を行い、同センター理事会及び総会において承認が得られましたので、後日北海道知事の承認後所要の予算措置を講じるため、改めて関係予算を提案させていただきます。

また、関連いたしますが、同社よりブレード部の北側に隣接しております旧ハラダ総業跡地の工業団地を購入し、増設によるカバーグラスなどの製造原材料の保管場所を確保するため既存の倉庫を改修し、資材倉庫とするほか、将来的には工場の増設を検討したいとの申し入れがあったところであります。同社の製品でありますカバーグラスは、国内シェアにおいて50%を占め、スライドグラスにあってはアメリカ、デンマーク、韓国を初め世界各国に輸出をしており、従業員も現在97名で、本町にあっては地域経済の一翼を担う優良企業であり、工業団地の売却により新たな工場が建設されるとさらなる雇用の拡大を初め、地域経済の活性化につながるものでありますので、売却に当たりましては工業団地内の立ち木の伐採などの整地を初め、取り付け道路の整備など、オーダーメイド方式での整備などの支援を行っていきたく考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長行政報告を終わります。

### ◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成26年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、福井県福井市鶉地区との小学生交流事業及び英語指導助手の招聘についての2件につきましてご報告申し上げます。

1件目の福井県福井市鶉地区との小学生交流事業につきましてご報告申し上げます。この小学生交流事業につきましては、自分たちが生まれ育った町の歴史を学び、後世に継承していくため、上砂川町の母村である福井県福井市鶉地区に小学生を派遣し、上砂川町の歴史を学ぶとともに、同地区から小学生の訪問を受け入れるなど、交流を深め、地域への愛情を育むことを目的に、小学校や保護者の皆様のご協力とご理解のもと平成24年度から実施され、小学生4名を派遣しております。あわせて、上砂川町長と福井市鶉地区公民館長による相互交流を継続するという内容の小学生相互交流事業に関する協定書を同年に取り交わしており、昨年度は福井市鶉地区の小学校の児童6名を受け入れましたので、本年度は本町から小学生を派遣することとなり、関係予算を当初において計上しております。

本年度の交流事業の概要でございますが、実施日は8月8日金曜日から11日月曜日までの3泊4日を予定しており、小学校5、6年生の4名と引率者として教員1名、町職員1名、合計6名を派遣するものであります。派遣事業の内容につきましては、鶉地区及び山内甚之助氏についての学習や

鶉小学校児童との交流、夏祭りへの参加など、鶉地区との交流を予定しているところであり、帰町後は学校、町広報での報告を行っていただくこととしております。なお、本来であれば授業のある時期に派遣し、鶉地区の小学校の授業を体験していただくべきところでありますが、福井市鶉地区の受け入れ団体である鶉の里づくり委員会と日程調整を行ったところ、前回同様鶉地区の夏祭り時期にお願いしたい旨の要望があったことから、夏祭りに合わせた夏休み中の計画になったところであります。

今後におきましてもこの小学生相互交流事業が本町と鶉地区のお互いにとって有意義なものとなるよう、福井市鶉地区との連携を強化し、小学生相互交流事業の内容の充実を図り、近い将来学校同士の交流、さらには中学校の交流に発展することを期待するものであります。

次に、英語指導助手招聘につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー1をご参照願います。平成26年第1回定例会の教育長行政報告において、昨年8月に採用した英語指導助手であるカナダ出身のバーマン・マイケル氏については、カナダ在住の母親が体調を崩したため、帰国し、お世話をするため、本年8月3日で1年間の任用期間をもって終了し、再任用については辞退したい旨の申し出があったことから、教育委員会としては事情を鑑み、やむを得ずマイケル氏の意向を承諾することとし、また再任用辞退の申し入れを受け、新たな英語指導助手を採用するため北海道国際課と調整を行っていくことを報告させていただいたところでございます。

このたび、去る5月、北海道国際課から採用予定者の紹介がありましたので、改めて報告させていただきます。本町の採用条件としては、国籍にはこだわらず、単身者ではなく、運転免許を有する既婚者を優先する採用条件を付した事前要望調書を提出しており、今回紹介された英語指導助手はアメリカ国籍のウィートレイ・オーサー氏、28

歳で、家族構成は妻との2人世帯となっており、これまでの経歴につきましては日本国内での英語指導助手の経験はございませんが、ドイツ、南アフリカ、中国等で音楽関連の教育指導の実績があるなど大変期待できると思うところであります。オーサー氏につきましては、マイケル氏同様中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導、小学校5、6年生には基礎学力の指導のほか、本町の単独事業であります小学校4年生以下の授業と月1回土曜日に実施しておりますグットイングリッシュ、さらには保育園での英語になれ親しむための事業も継続していきたいと考えているところであります。

契約期間は、本年7月28日から来年の7月27日までの1年間となりますが、最長で5年間再任用することが可能であります。住宅につきましては、マイケル氏が居住していた鶉本町の平家の職員住宅を使用させていただくこととしております。今後におきましては、地域に密着した英語指導助手となるよう町民と交流する機会を設けるなどして対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

### ◎報告第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、報告第1号 専決処分報告について「平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）補正の理由といたしましては、地方譲与税、国庫支出金の減額と自動車取得税交付金、地方交付税、道支出金及び町債の増額に係る歳入予算について補正し、財政調整基金の積立金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文をご参照願います。報告第1号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,550万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月31日専決

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、自動車取得税交付金や地方交付税等の精査による歳入増加分について財政調整基金に積み立てるものであります。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2 款地方譲与税10万円の減額で、1,390万円となります。

1 項地方揮発油譲与税120万円の追加で、420万円となります。

2 項自動車重量譲与税130万円の減額で、970万円となります。

7 款自動車取得税交付金10万円の追加で、310万円となります。

1 項自動車取得税交付金、同額であります。

9 款地方交付税8,000万円の追加で、16億8,409万8,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金163万8,000円の減額で、2億685万2,000円。

2 項国庫補助金163万8,000円の減額で、7,492万円となります。

14款道支出金163万8,000円の追加で、1億2,624万2,000円となります。

2 項道補助金163万8,000円の追加で、2,708万3,000円となります。

19款町債100万円の追加で、4億160万7,000円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が8,100万円の追加で、30億8,550万円となります。

2、歳出、2 款総務費8,100万円の追加で、5億8,791万7,000円となります。

1 項総務管理費8,100万円の追加で、5億2,441万5,000円となります。

歳出合計が8,100万円の追加で、30億8,550万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。駒が台工業団地道路舗装事業、100万円、普通貸借または証券発行、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。

事項別明細書、6 ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費8,100万円の追加で、1億3,854万6,000円となります。25節積立金で歳入増加分を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、5 ページ、歳入でございます。2、歳入、地方譲与税、地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税120万円の追加で、420万円となります。交付決定による追加であります。

地方譲与税、自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税130万円の減額で、970万円となります。交付決定による減額であります。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金10万円の追加で、310万円となります。交付決定による追加であります。

地方交付税、地方交付税、1 目地方交付税8,000万円の追加で、16億8,409万8,000円となります。特別交付税の決定による追加であります。

国庫支出金、国庫補助金、2 目民生費補助金163万8,000円の減額で、128万円となります。子育て支援事業システム導入補助金を道支出金と組みかえたことによるものでございます。

道支出金、道補助金、2 目民生費補助金163万8,000円の追加で、986万9,000円となります。国庫支出金と組みかえたことによるものでございます。

町債、町債、2 目土木債100万円の追加で、4,590万円となります。駒が台工業団地道路舗装事業で北海道市町村振興基金の借り入れが認められたことによるものです。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）」は、承認することに決定いたしました。

## ◎報告第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第7、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成25年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費の報告について「平成25年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、平成25年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成26年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであること。

平成26年6月24日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、報告第2号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、平成25年度国の補

正予算成立により、本年3月議会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内で26年度へ繰り越しましたので、ご報告いたします。

全国瞬時警報システムにつきましては、弾道弾ミサイルや緊急地震速報等の対処に時間的余裕のない事態に関する情報について国から市町村に伝達することを目的として整備されたものですが、その情報を住民にメール等で伝達するためには自動起動機を設置しなければならないことから、自動起動機未整備市町村の解消を図るため、国は平成25年度第1次補正予算においてその整備費用に関する交付金が予算措置されたところであります。本町におきましても現在自動起動機が未整備であることから、3月の補正予算に900万円を計上し、平成26年度に繰り越したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、全国瞬時警報システム整備事業、金額900万円、翌年度繰越金900万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金900万円、起債、その他、一般財源。

計、金額900万円、翌年度繰越金900万円、国・道支出金900万円。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成25年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて提案理由、内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、本町の固定資産評価員に林智明副町長を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉85番地29（鶉4条3丁目4番7号）。氏名、林智明。生年月日、昭和35年12月25日。職業、上砂川町副町長。備考。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第21号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたし

ます。

お手元に配付しております資料ナンバー2をご参照願います。このたびの改正は、地方税法施行令及び施行規則の一部を改正する政令、省令の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項等の一部を改正するものであります。

改正の内容でございます。初めに、(1)、法人町民税に係る改正であります。①の法人税割につきましても、税率の改正により現行14.7%から12.1%に引き下げるもので、施行日は平成26年10月1日でございます。

②の均等割につきましても、現行適用している制限税率から標準税率を適用し、企業の負担軽減を図るもので、施行日は平成27年4月1日でございます。

次に、(2)、軽自動車税に係る改正でございます。①の2輪車、小型特殊、2輪小型自動車税率につきましても、大幅な値上げとなることから、現行制限税率から標準税率を適用し、町民負担の軽減を図るもので、②の3輪以上の軽自動車税率につきましても現行制限税率から標準税率を適用し、町民負担の軽減を図るもので、①、②、いずれも施行日は平成27年4月1日でございます。

イ)、平成27年度以降に新規登録した軽自動車税率につきましても、平成27年度から新規登録した軽自動車の税率を資料の上段の額に引き上げるもので、ウ)の新車登録して13年を経過した軽自動車の税率につきましても環境に配慮したグリーン化を進める観点から資料の下段の額を重税するもので、イ、ウ、いずれも施行日は平成28年4月1日でございます。

③の納期の改正につきましても、現行の納期は5月11日から5月31日までの20日間となっておりますが、道税である自動車税に合わせ、5月1日から5月31日の1カ月間に延長するもので、施行日は平成27年4月1日でございます。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げ

は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第22号 議案第23号

○議長(堀内哲夫) 次、日程第10、議案第22号と日程第11、議案第23号については、関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第22号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第11、議案第23号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま一括上程されました議案第22号及び議案第23号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第22号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、少子化及び子育て支援対策を目的に、医療費助成制度の対象となる年齢と受診医療機関を拡大することに伴い、関係条例の一部を改正するものであること。

次に、議案第23号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。



上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、少子化及び子育て家庭支援対策を目的に、医療費助成制度の対象となる年齢と受診医療機関を拡大することに伴い、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第22号並びに議案第23号について一括して内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー3をご参照願います。このたびの改正は、1の目的と2の助成内容に記載のとおり、本町の子育て支援対策の一環として町内の医療機関に受診した場合、中学生以下の医療費の自己負担分を全額助成しておりますが、子育て家庭の負担軽減を図るべく対象年齢を高校生まで引き上げ、受診医療機関につきましても町外までに拡充するため、3に記載の関係条例の一部をそれぞれ改正するものであります。なお、婚姻関係もしくは同事情にある者及び生活保護受給者は対象から除かれます。

4の助成方法につきましては、②の町内医療機関で受診した場合は現行どおり自己負担分の支払いは要しませんが、③の町外医療機関で受診した場合には一旦自己負担分を支払い、後日申請により償還払いとなるものであります。

5の対象者数ですが、高校生48名を含む合計30人になるもので、6の事業費につきましては制度拡充分として200万円を見込み、追加計上するものであります。

7の実施時期につきましては、1カ月間の周知期間を設定し、本年8月1日からとしております。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂

川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生徒」を「生徒等」に、「満15歳」を「満18歳（婚姻関係もしくは同事情にある者は除く。）」に改め、同条第2号中「生徒」を「生徒等」に改める。

第3条中「生徒」を「生徒等」に改め、同条第4号中「町内の」を削る。

第6条第2項中「満15歳」を「満18歳（婚姻関係もしくは同事情にある者は除く。）」に、「生徒」を「生徒等」に改め、「町内の」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

続きまして、議案第23号でございます。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「生徒」を「生徒等」に改め、同項第4号中「満15歳」を「満18歳（婚姻関係もしくは同事情にある者は除く。）」に改める

第3条中「生徒」を「生徒等」に改める。

第4条第3項中「満15歳」を「満18歳（婚姻関係もしくは同事情にある者は除く。）」に改め、「町内の」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付費等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付費等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

○議長(堀内哲夫) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第24号

○議長(堀内哲夫) 日程第12、議案第24号 定住自立圏形成協定の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第24号 定住自立圏形成協定の締結について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

滝川市及び砂川市と上砂川町との間において、別紙協定書により定住自立圏形成協定を締結するものである。

提案の理由といたしましては、定住自立圏形成協定を締結したいとするものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、都市機能を有する中心市と近隣の市町との間において相互に役割を分担、連携し、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成する構想であります。

本年1月15日に複眼型定住自立圏として滝川市と砂川市が中心市宣言を行い、中空知定住自立圏を形成するために定住自立圏構想推進要綱に基づき両市と協議を進めてきたところであります。今般その協議が調ったことから、上砂川町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、中心市である滝川市及び砂川市を甲として、本町を乙とする定住自立圏の形成に関する協定を締結する議案について議会の議決を求めるものであります。

以上が議案の内容の説明でございますが、本件につきましては6月13日開催の議員全員協議会の中でも既にご説明させていただいたこともあり、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

○議長(堀内哲夫) 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

---

◎議案第25号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第25号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第25号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年12月17日議決）の一部を次のとおり変更するものとする。

提案の理由といたしましては、平成26年度実施予定事業のうち、本計画掲載事業を精査し、別紙のとおり計画の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第25号について内容の説明を申し上げます。

本議案は、平成22年第4回定例会で議決いたしました上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものでございます。本計画の変更手続に当たりましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、市町村計画全体に及ぼす影響の大きいものについては議会の議決を経ることとされており、このたびの変更については本文及び事業の追加に伴う計画の一部変更であることから、ご審議いただきたくご提案申し上げるところであります。

変更箇所につきましては、砂川地区保健衛生組合を初め近隣市町のし尿処理施設の老朽化に伴い、石狩川流域下水道組合加入市町などと共同で汚泥等受け入れ施設を建設することから、組合に加入している市町がそれぞれ負担金経費をこのた

び認められました過疎対策事業債の活用により実施することを予定しているため、本町におきましても本計画の一部を変更するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。過疎地域自立促進計画（変更）。

区分、4、生活環境の整備。変更前、ページ、行、29ページ、(3)、計画、事業名、事業内容、事業主体、備考。

変更後、ページ、行、事業名、(3)、廃棄物処理施設、し尿処理施設。事業内容、汚泥等受け入れ施設建設事業負担金。事業主体、組合。備考。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第26号 議案第27号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第14、議案第26号と日程第15、議案第27号については、関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案26号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてと日程第15、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第26号及び議案第27号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第26号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

提案の理由といたしましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入等に伴い、本事務組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

提案の理由といたしましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、本事務組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第26号並びに議案第27号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。

初めに、北海道市町村総合事務組合におきましては、上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退すること及び道央廃棄物処理組合が加入すること並びに上川中部消防組合の解散に伴い鷹栖町と上川町が加入すること、さらに滝川地区広域消防事務組合へ新たに加入した赤平市が脱退することとなります。

次に、北海道町村議会議員公務災害補償等組合におきましても上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退すること及び道央廃棄物処理組合が加入することとなります。

以上のことから、両組合とも組織する団体に変

更が生じますので、規約の関係条文を改めることについて構成する各自治体において議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（15）の項中「(15)」を「(16)」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「(35)」を「(34)」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「(31)」を「(30)」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「(13)」を「(12)」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第27号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎町政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第16、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、平成26年度の町政執行方針について申し述べたいと思います。お手元に配付しております資料を読み上げ、ご提案申し上げます。1ページをごらん願います。

平成26年第2回上砂川町議会定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、4月の任期満了に伴います町長選挙におきまして、町民の皆様を初め、各層、各団体の方々のご支援と心温まるご厚情を賜り、無投票により初当選の栄に浴し、町政の重責を担わせていただくことになりました。

微力ではありますが第18期町政を進めるに当たり、全力を傾注し職責を果たす覚悟であります。

私は、本町が抱える諸問題の解決に積極的に取り組まれ並びに本町の振興発展にご尽力されました貝田前町長に心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

日本の経済は、一昨年の政権交代後の新政権において、成長戦略を基本方針に大胆な金融緩和、財政出動、民間投資の喚起などの経済政策により円安や株価回復などの効果から景気は回復傾向にあります。地方においては、今なお、景気の回復を実感できない状況に加え、生活物価の値上げや消費税率の引き上げに伴う消費低迷により地域経済への影響が懸念されるとともに、急速な少子高齢化や社会保障給付費などの増加により、地方

自治体の財政状況は極めて厳しい状況下にあります。

本町におきましては、少子高齢化・人口減少問題さらには財政健全化問題など多くの課題が山積し、特に、少子高齢化・人口減少問題につきましては、税収等の減少など町政運営への影響を及ぼすほか、地域経済にも大きな影響を与える課題でもあり、一日も早い対策が求められております。

これまで、子育て支援、高齢者支援など、上砂川町の今後の町づくりの基礎・基盤がつくられておりますので、これらを継承し、課題解決に向け、さらなる子育て支援と高齢者支援施策の充実を図るほか、雇用対策のため既存企業の育成や企業誘致活動を積極的に展開し、少子高齢化・人口減少に歯どめをかける定住促進を図りたいと考えております。

また、財政再建問題につきましては、地域経済の低迷や人口減少により町税等が著しく減少し、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤がありますが、前町長のもと財政健全化の着実な展開により将来に向け一定の道筋がつけられました。国の財政状況によっては、さらに厳しい行財政運営を強いられることも想定されます。

行財政改革の理念を忘れることなく、町民の価値観が多様化する中で、行政各分野での町民ニーズをしっかりと把握し、限られた財源を効果的に活用して、町の将来にとって何が有益なのかを常に意識し、将来に向け持続可能な行財政運営がなせるよう全力を傾注してまいります。

本年度も大変厳しい町政運営が想定されますが、このようなときこそ、しっかりと先を見据え、住民対話を大切に、皆さんから寄せられた信頼と期待に応えるべく行政運営に努めるとともに、先輩諸氏が鋭意努力され、進めてこられました政策を引き継ぎながら、職員とともに「町民の皆様とともに将来につながる活力ある、安全、元気、個性豊かなまちづくり」を目指し、全力で取り組んでまいり所存でありますので、一層のご理解と

ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成26年度の主要施策の大綱について申し上げます。

## 第一 健康で安心して暮らせる町づくり

### 1. 安心して子育てができる町づくり

子育て支援事業につきましては、育児用品購入券贈呈、保育園給食費の無料化、小・中学校給食費助成等を継続するとともに、中学生以下医療費助成事業については、対象者を高校生まで引き上げ、さらに対象医療費を町内外の入院及び通院に拡大し、子育て家庭の負担軽減を図ります。

また、子ども・子育て関連3法が平成27年度から施行されることから、子育て支援施策の推進を図るため本年度中に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子供を産み・育てやすい環境づくりに努めてまいります。

保育園につきましては、保育需要に応じた受け入れ態勢を整えつつ、施設備品の更新など保育環境の充実を図るほか、年長児のステップアップ事業や小学校授業見学等を継続してまいります。

育児に関する相談につきましては、保育園や乳幼児健診における心理相談のほかおひさまルーム事業の利用拡大に努め、気軽に相談ができる環境をつくるなど、多くの機会を通じて対処してまいります。

### 2. 高齢者や障害者に優しい町づくり

高齢者支援につきましては、家族介護用品支給、高齢者等住宅改修費助成事業を継続するとともに、除雪サービスの拡充を図ってまいります。

高齢者の生きがい促進につきましては、保育園児との交流、敬老祝い品贈呈、長寿祝い品贈呈、敬老会事業を継続してまいります。

ひとり暮らし高齢者等の安全対策につきましては、災害発生時にみずから避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者名簿を作成し、民生児童委員協議会や社会福祉協議会等の組織と連携した避難行動支援や高齢者等見守り体制の強化を図ってまいります。

また、高齢者や障害者が求める支援や生活実態を把握するためのニーズ調査を社会福祉協議会と連携して行い、高齢者や障害者の生活に密着した生活支援事業について検討してまいります。

障害者支援につきましては、障害者総合支援法に沿った各種支援事業を進めてまいります。

### 3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

健康づくりにつきましては、乳幼児期から成人、高齢者までのライフステージに合わせた生活習慣病予防と介護予防による健康寿命の延伸を目指し、きめ細かな保健指導・栄養指導を行うなど、総合的な健康づくりを進めるとともに、食育の推進を重視した地区組織の育成強化を図るため食生活改善推進員養成講座を開催し、推進員の増員を図ってまいります。

歯科保健対策につきましては、保育園年長児から小学生までの虫歯予防としてフッ化物洗口事業を継続するとともに、高齢期の口腔機能維持向上を図るため、知識と実技の普及啓発を推進してまいります。

各種健診・がん対策等につきましては、健診受診費用の助成を継続し、大腸がん検診、子宮頸がん検診・乳がん検診では重点年齢者等を対象に無料クーポン券を発行し受診率の向上を図ってまいります。

感染症予防対策につきましては、乳幼児の水痘ワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチン等の定期接種化について国の動向を踏まえ、対象年齢や接種費用の助成内容等を検討してまいります。

また、高齢者インフルエンザ予防接種費用助成事業につきましては、町民税課税者に対する助成額の拡充を図ります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、「いきいき百歳体操」が全地区で住民主体の活動として継続するよう支援するとともに、介護予防対象者や認知症高齢者等の早期発見・早期対応につなげるべく、在宅高齢者健康づくり実態調査を行い、状況把握に努めてまいります。

健康の里づくり事業につきましては、振興公社や各団体と連携を図りながら、子供から高齢者まで気軽に参加できる新たな事業を検討し、交流機会の確保と町民の健康増進を図ってまいります。

## 第二 教育と文化を育む町づくり

### 1. 次世代をみんなで担う町づくり

学校教育につきましては、教育環境の整備として、老朽化した児童・生徒用学習机と椅子の更新を行うとともに、実物投影機等を整備し、学習の基礎を大切にした「確かな学力」と「たくましい体の育成」のバランスのとれた学力向上に向けた支援をしてまいります。

家庭教育につきましては、生活リズムチェックシートを活用した家庭生活の見直しによる家庭内学習環境の整備と「親子学習教室」の実施などにより学力の底上げを支援してまいります。

高校生の通学支援につきましては、保護者の負担軽減を図るため実施に向け検討してまいります。

福井市鶉地区との交流事業につきましては、本年度は本町の小学生4名の派遣を行い、引き続き小学生の交流を支援してまいります。

### 2. 生涯学べる町づくり

社会教育につきましては、生涯学習の観点に立ち、乳幼児から高齢者まで多様な学習要求に応えつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興が図られるよう支援してまいります。

社会教育施設につきましては、利用しやすい社会教育環境を整備するため、鶉プールや趣芸館等の改修を進めてまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

## 第三 安全で環境に優しい町づくり

### 1. 快適な生活ができる町づくり

空戸住宅対策につきましては、「町営住宅長寿化計画」に基づき、入居者の理解を得ながら団地の集約や管理戸数の縮減を図ってまいります。

また、高齢者等に配慮した住宅改修を進め、空戸の解消に努めるとともに、空戸除雪事業につきましても、周辺住民の安全確保を図るため引き続き実施してまいります。

居住環境の整備につきましては、継続事業として下鶉地区の屋根のふきかえと朝駒地区の屋根の塗装、鶉若葉台地区の水洗化を進め、快適性と利便性の向上を図るとともに、住宅集約事業として緑が丘地区と鶉地区の水洗化と屋根のふきかえ及び塗装を行い、集約化を進めてまいります。

道路網の整備につきましては、町民生活の中心となる町道の安全確保を図るため、道路等のストック安全点検や整備計画策定等の準備を進めてまいります。

橋梁補修につきましては、「橋梁長寿命化補修計画」に基づき、本年度は鶉相生橋の補修を行い、残る10橋についても年次計画で整備を進めてまいります。

道道につきましては、歩行者の安全確保を図るため東鶉地区・丸二物産倉庫から文珠交差点までの歩道未整備区間について、早期の着手・完成に向け、引き続き要請してまいります。

除排雪につきましては、現行体制を維持し、安全で安心な道路確保を図るため、老朽化している除雪ドーザーを更新してまいります。

路線バスにかかわる交通の確保につきましては、利用者の減少による減便等が予想されますが、地域住民の足を守る観点により、便数確保に向けバス会社及び関係機関と協議するとともに、通院や通園の利便性の向上に向け町内を循環する多目的バスの運行について検討してまいります。

水道事業につきましては、浄水施設の中央監視設備を更新するとともに、老朽化の著しい鶉本町地区の配水管布設がえ整備を進めてまいります。

下水道事業につきましては、住宅集約事業として鶉地区の管渠を整備するとともに、認可処理区域内の汚水管整備が完了したことから、今後は維持管理と下水道普及の向上に努めてまいります。

分譲宅地につきましては、本町・中町分譲地及び鶉本町第2期分譲地の未売却地について、分譲条件の見直しも含め、効果的なPR方法を検討し完売に努めてまいります。

## 2. 安全で安心な住みよい町づくり

消防体制につきましては、増加する救急需要に対応するため、さらなる救急業務の拡大・高度化を推進し、傷病者の救命率向上を図るとともに、近年の大規模化する災害に即応するため、消防団員の加入促進を図り、防災体制の充実強化に努めてまいります。

また、消防の広域化に伴い、災害時には防災拠点となる消防庁舎の耐震化と機能拡大を図るため、現庁舎の建てかえに向け準備を進めてまいります。

地域防災につきましては、近年の気象変動による台風や集中豪雨などの自然災害に即応できるよう、地域防災計画・水防計画の見直しと、迅速かつ確かな防災体制の維持に努めてまいりますとともに、災害時の拠点避難施設となる町民センター・体育センターの改修により、避難所施設が整備拡充されたことから、被災者の避難生活に備えた災害備蓄品についても引き続き整備してまいります。

防犯対策につきましては、安全で安心して生活ができる町づくりのため、関係機関と連携を密にし、地域防犯の強化に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、「新目標2,000日」の達成に向け、交通安全推進委員会などと連携し、交通安全運動及び啓発活動を通じて、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚に努めてまいります。

消費者保護対策につきましては、年々巧妙化する振り込め詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、消費者被害ネットワークを中心に関係機関・団体との連携を強化し、消費者保護に努めてまいります。

また、商品購入・契約等に関するトラブルなど

の相談につきましては、消費生活相談員による問題解決のための助言や必要に応じた対応を行ってまいります。

管理不全な危険建物につきましては、町民及び地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、条例等に基づく所要の措置を講じ、環境整備を図ってまいります。

## 3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

ごみの分別収集につきましては、環境に優しい循環型社会の形成を進めるため、新たに資源ごみ回収品目として小型家電製品と雑紙類の回収を行い、さらなるごみの減量化と資源化を図るとともに、ごみの不法投棄に対しても町民から情報提供を得るなど巡回啓発に努めてまいります。

また、全町に配置しています1枚ぶたのごみ収納ボックスにつきましては、昨年引き続き軽量の2枚ぶたに整備してまいります。

し尿処理につきましては、石狩川流域下水道奈井江浄化センター内に併設する前処理施設が本年10月より試運転が開始され、し尿及び汚泥を投入することから、明年4月の本稼働に向け、効率的かつ円滑な処理について構成市町と連携してまいります。

共同浴場の運営につきましては、住宅集約等により自主運営に支障を来している東町共同浴場でありましては、町民の異動を考慮しながら昨年に引き続き経費の一部を助成するほか、老朽化している下鶉・鶉共同浴場の設備改修を行うとともに、運営状況の把握に努めてまいります。

## 第四 活力とにぎわいのある町づくり

### 1. 活力ある商工業を目指す町づくり

商業の活性化につきましては、商業者の自主性が重要であることから、きめ細やかなサービスの提供ができるよう商工会議所と連携を図るとともに、商店街の集客増及び購買力向上事業等について支援してまいります。

工業の振興につきましては、誘致企業を含む既



存企業の体質強化と経営安定のため、相談業務を強化するとともに、商工会議所を初め関係団体と密接な連携により、国・道の各種支援制度を活用しながら地場産業のさらなる育成・助長に努めてまいります。

## 2. 地域を支える産業を構築する町づくり

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に大きく依存するところではありますが、新たな企業の誘致に向け、札幌ふるさと会などと連携を図りながら積極的な活動を推進するとともに、既存企業の事業拡大に伴う設備投資については、国・道の支援制度や空知産炭地域総合発展基金を活用し、支援してまいります。

雇用対策につきましては、町道や公共施設等の維持管理のため、町独自の緊急雇用対策を継続するとともに、既存企業における事業拡大を支援し、町内居住者の雇用創出を図ってまいります。

本町の活性化対策につきましては、新たな産業やイベントの創出が必要であることから、町づくりに対する機運や醸成づくりのため、将来を担う若年層や関係機関・団体の参画による「まちおこしプロジェクト研究会（仮称）」の立ち上げについて検討してまいります。

また、国の制度を活用し、地域おこし活動や住民の生活支援など「地域協力活動」に従事できる都市住民を受け入れ、あわせてその定住・定着を図るなど地域の活性化について検討してまいります。

## 3. 観光資源を生かした町づくり

観光対策につきましては、昨年から再開した炭鉱館やその周辺で実施される芸術祭のPRを充実させ、交流人口の拡大を図るとともに、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に各種イベントを開催するほか、来館者に喜ばれる新商品の開発など、観光入り込み客の増を図ってまいります。

本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外観光入り込み客による経済波及効果も大きいことから、引

き続き支援してまいります。

特産品の開発につきましては、振興公社においてニジマスの薫製販売に取り組んでおりますので、養殖技術や顧客のニーズをさらに調査研究し、特産品としての確立と量産体制の構築が図られるよう支援してまいります。

## 第五 みんなで進める町づくり

### 1. 町民一人一人が主役の町づくり

町民が主体性を持つ町づくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、町づくり町民会議や関係機関・団体との意見交換等を通して町民のニーズを把握しながら、時代に即した後期基本計画を策定してまいります。

行政に対する町民の意向反映につきましては、あらゆる機会を通じて行政情報を提供し情報の共有化を図るとともに、町民が参加し意見を出しやすい環境整備を進め、地域課題の解決に向け努めてまいります。

自治会・町内会活動を中心とする町づくりにつきましては、人口減少と高齢化により懸念される地域コミュニティ活動の停滞に対応すべく、「地域サポート制度」による職員派遣を継続し、地域と行政が連携した町づくりに努めてまいります。

また、地域の担い手となる人材づくり事業につきましても、自治会と連携を図りながら検討してまいります。

町広報につきましては、見やすく読みやすい紙面づくりに努めるとともに、ホームページにつきましては、町外への重要な情報発信源となることから、タイムリーで的確な情報発信に努めてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、各種子育て支援施策の充実を図り、子供を産み育てやすい環境を整備するとともに、転入者・移住者の確保並びに定住促進を図るため、移住定住促進奨励金の拡充等について検討してまいります。

### 2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり

本町の財政運営につきましては、町税等の自主財源が乏しく、地方交付税に大きく依存する状況にあります。財政健全化計画により一定の成果を上げてきたところであります。

本年度の財政見込みにつきましては、町税の増収は見込めず、地方交付税においては前年度と同等程度が確保される見通しであるものの、今後は大幅な減額も予想されることから、効率的な財政運営を考慮しつつ、引き続き人口減少や少子高齢化対策に重点を置き、定住施策や高齢者対策、雇用対策等に所要の予算措置を講じ、さらに橋梁の長寿命化補修工事や公営改良住宅水洗化工事など町民が安心・安全で快適に暮らすことのできる事業予算を措置いたしました。

財政運営につきましては、年度途中においての優先すべき課題や町民のニーズを見きわめながら、効果的な事業の実施に努めつつ、中・長期財政計画を策定し、健全で効率的な財政運営がなせるよう努めてまいります。

### 3. 広域的な連携を進める町づくり

広域的な連携につきましては、行政の効率化と町民の利便性向上のため広い観点で検討が求められるものであります。

全国的な人口減少社会を踏まえ、地方においても安心して暮らせるよう、都市機能を有する中心市と近隣市町において、相互に役割を分担・連携し、医療、福祉、教育などの生活機能の確保を図ることを目的とした定住自立圏構想を推進しており、中空知5市5町においても、昨年度から定住自立圏の形成についての検討、研究を進め、基本的合意形成がなされ、中心市と定住自立圏形成協定を締結するとともに、互いに連携・協力できる具体的な事業を検討する共生ビジョンの策定により、将来にわたって圏域全体の活性化を図ってまいります。

また、今後においても行政各般にわたり、多種多様な観点により将来的な財政負担の軽減と効率的な事務事業の推進のため、さらなる広域連携、

広域行政の推進に努めてまいります。

以上、平成26年第2回定例会に当たりましての私の所信を申し述べましたが、地方行政を取り巻く環境は、今まで以上に大きな変化を見せ、私たちはさらに機敏で柔軟な対応を迫られるものであります。

しかしながら、そのようなときであるからこそ、町民の皆さんの声を聞き、将来に向け最良の選択をしていく姿勢が求められるもので、常に、創意工夫を重ね、新たな発想のもと、知恵と勇気を持って町づくりを進め、町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりを目指し、職員と一丸となり全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成26年度町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第6期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町政執行方針を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 零時57分

○議長（堀内哲夫） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第17、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し上げます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

平成26年第2回定例町議会の開会に当たり、平

成26年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

次代を担う子供たちがこれから社会において自立して生きていけるよう、知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかり身につけさせ、それらを活用できる力を育成することが求められています。

教育委員会といたしましては、学力向上を含む教育課題に対し学校・家庭・地域が相互に連携し、地域全体で子供を育てる教育環境の実現に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

##### (1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、全国学力調査により明らかになった課題の解決に向け、調査結果を分析・検証し、少人数だからこそできる個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行うとともに、放課後や夏・冬休み期間を活用したサポート授業の回数増を図り、学力向上に努めてまいります。

また、児童・生徒に職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」と、高い文化に触れられる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を継続してまいります。

学力の向上対策につきましては、朝読や漢字の書き取りを行う朝学習の充実を図り基礎学力の向上を図るとともに、本年度小学校においては、学力向上総合対策事業として実物投影機を整備し、よりわかりやすく効果的なICT授業を行うほか、漢字検定を実施し日常的学習の習慣づけを図ってまいります。

また、放課後子ども教室の充実のほか、加配教員や巡回指導教員を活用し、複数の教員による授

業を行い児童・生徒に合わせた指導をすることにより、全体の学力の底上げを図ってまいります。

小学校3・4年生に対し、昨年作成した社会科副読本を活用して、「ふるさと上砂川」を学習し、郷土が持つ文化や歴史を継承してまいります。

家庭学習の推進につきましては、親子を対象に家庭学習の指導を行う「親子学習教室」の実施や児童・生徒みずからが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを新たに実施し生活習慣の改善に努めるとともに、学校においては、毎日宿題を出すなどして学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に努め、家庭の教育力向上を図ってまいります。

教職員の資質向上につきましては、学力の向上には教職員の専門性や指導力を高める必要がありますので、各種研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業等を開催するなど、「教師力」「学校力」向上に学校全体で取り組み強化を図ってまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指すため「町民参観日」を継続実施し町民に開放するとともに、学校評議員制度の積極的活用を図り、確固たる外部評価の導入に努め、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを進めてまいります。

児童・生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的に、昨年創設した「頑張った児童・生徒顕彰」制度により表彰し、児童・生徒のやる気を促進してまいります。

英語教育につきましては、現在の英語指導助手が8月で任用期間が切れることから新たに英語指導助手を採用し、中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導のほか、小学校5・6年生については、基礎学力の向上を目指すとともに、その他の学年や保育園児にあっても、英語になれ親しむための授業を継続してまいります。

フッ化物洗口事業につきましては、虫歯の予防に効果があることから、小学校において引き続き実施し、児童の虫歯予防に努めてまいります。

学校給食につきましては、物価の上昇や消費税率アップにより20年ぶりに給食費を値上げいたしました。保護者負担の軽減を図るため給食費の半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続するとともに、衛生管理の徹底を図り安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

高校生の通学支援につきましては、保護者の負担軽減を図るため実施に向け検討してまいります。

福井県福井市鶉地区との相互交流事業につきましては、昨年度鶉小学校5・6年生6名が本町を訪れ、中央小の児童や町民との交流を行いましたので、本年度は中央小の5・6年生4名を派遣し、本町の歴史や開拓について学ぶとともに、鶉地区との交流を図ってまいります。

炭鉱館につきましては、本年度も町民ボランティアの運営管理により夏季期間の土・日等に開館し、炭鉱の歴史を後世に継承するとともに、子供たちに炭鉱について学ぶ機会を提供してまいります。

特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒に対し学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別教育支援員を引き続き配置するとともに、砂川市ことばの教室に通学している保護者に対し、通学費助成を継続し保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

小学校と保育園の交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続してまいります。

## (2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、全国各地でいじめによる痛ましい事案が発生するなど、大きな社会問題となっておりますので、道教委のアンケート調査のほかに昨年度各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により学校独自の取り組みを行

うなどして早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、遅刻や欠席がふえるなど児童・生徒からのサインを見逃さないよう徹底するとともに、参観日を活用した保護者懇談などを行い、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活の動向把握及び接点を保ちつつ、スクールカウンセラーなどを活用し、児童・生徒にとって居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

## (3) 教育環境等の整備

教育環境につきましては、老朽化した児童・生徒用学習机と椅子の更新を行うとともに、実物投影機の導入や電子黒板などを有効に活用し、よりわかりやすい教育環境の実現に取り組んでまいります。

その他教育支援につきましては、教材費の助成のほか、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

## 2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

### (1) 社会教育の充実

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、町民ボランティアによる学校行事等の支援を行っており、今後も多くの町民ボランティアの支援が行える体制整備に努めてまいります。

読書活動につきましては、図書室が公民館から町民センターに移設したことから、本の読み聞かせ事業の実施や放課後の学習場所としてPRし、読書の楽しさを多くの子供たちに広めてまいります。

町民センター・体育センターにつきましては、昨年度災害時の避難所としての機能の拡充と効率的な施設運営を図るべく耐震化及び大規模改修工事に着手し、本年3月にリニューアルオープンをいたしましたので、文化活動の拠点やスポーツ活動の拠点である両センターの有効活用を図り、町民の各種活動を支援してまいります。

男女共同参画につきましては、女性の参加とともに男性が担う役割も求められておりますので、推進協議会が中心となり男女が支え合い・分かち合う社会形成に向けた活動交流会の実施や各団体等の参加を支援してまいります。

年代別の事業につきましては、第5次社会教育計画に基づき、通年行っております幼児期のおひさまルームや少年期の体験活動、青年・成人期の学習活動及び高齢期の寿学級等を引き続き実施してまいります。

## (2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興につきましては、文化活動の中心的組織である文化協会主催の芸能祭や美術祭が、昨年度町民センター・体育センターの改修工事のため中止しましたが、本年度再開し、多くの町民に文化に触れる機会を提供していただけるよう支援してまいります。

上砂川獅子神楽につきましては、上砂川町唯一の郷土芸能でありますので、保存会に対し普及活動及び指導者の育成について引き続き支援してまいります。

こども鶉龍真太鼓につきましては、現在休止中ではありますが、子供たちに太鼓の楽しさを知ってもらい鶉龍真太鼓を後世に継承するためこども鶉龍真太鼓を再開してまいります。

## (3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を支援・協力するとともに、「スーパードッジボール大会」につきましても、子ども会育成連絡協議会の協力を得て、開催してまいります。

ニュースポーツにつきましては、昨年度まで健康増進の観点からスナッグゴルフの普及に取り組んでまいりましたが、各団体の意見を拝聴し、より身近に取り組めるニュースポーツの普及に努めてまいります。

町営球場跡地につきましては、新たな活用を図るため、各関係団体等の意見を拝聴しながら、町づくりに資する利用計画の検討を進めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

執行に当たりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、万全を期し最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

## ◎議案第28号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、議案第28号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,920万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月24日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) ご指示によりまして、議案第28号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金3,658万5,000円の追加で、2億914万4,000円となります。

2項国庫補助金3,658万5,000円の追加で、7,866万9,000円となります。

17款繰入金400万円の追加で、460万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

19款町債6,600万円の追加で、2億520万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金3,291万5,000円の追加で、3,291万5,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億3,950万円の追加で、25億9,920万円となります。

2、歳出、2款総務費100万円の追加で、1億2,286万2,000円となります。

1項総務管理費100万円の追加で、1億71万1,000円となります。

3款民生費150万4,000円の追加で、5億9,817万4,000円となります。

1項社会福祉費49万6,000円の減額で、5億3,506万6,000円となります。

2項児童福祉費200万円の追加で、6,256万8,000円となります。

4款衛生費1,530万円の追加で、2億4,513万9,000円となります。

1項保健衛生費1,530万円の追加で、1億3,235万1,000円となります。

7款商工費906万4,000円の追加で、5,838万6,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費1億331万円の追加で、3億5,411万4,000円となります。

2項道路橋りょう費7,281万円の追加で、1億3,232万4,000円となります。

3項住宅費3,050万円の追加で、1億2,881万6,000円となります。

10款教育費932万2,000円の追加で、9,963万9,000円となります。

2項小学校費284万8,000円の追加で、3,375万5,000円となります。

3項中学校費582万4,000円の追加で、3,816万円となります。

4項社会教育費65万円の追加で、736万3,000円となります。

歳出合計が1億3,950万円の追加で、25億9,920万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。鶉・下鶉共同浴場ボイラー改修事業、1,450万円、普通貸借または証券発行、4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができる。橋梁長寿命化補修事業、1,220万円、同上、同上、同上。除雪車更新事業、1,180万円、同上、同上、同上。

4ページをお開き願います。2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。し尿処理施

設整備事業、860万円、1,150万円。既設公営改良住宅改善事業、560万円、3,020万円。

事項別明細書、7ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、当初の骨格予算編成を受けまして、第18期町政にかかわる政策的経費を中心に補正するものであります。

3、歳出、総務費、総務管理費、11目、100万円の追加で、663万7,000円となります。11節需用費ですが、水源公園のニジマス池のオーバーフロー管が破損したことから、100万円追加するものでございます。

民生費、社会福祉費、2目老人福祉費36万円の追加で、898万1,000円となります。13節委託料ですが、75歳以上の在宅高齢者のいる世帯並びに身障手帳1級または2級の在宅障害者のいる世帯を対象に、社会福祉協議会に委託し、みずから求める支援や生活実態を把握し、生活支援等の施策を反映するニーズ調査費として36万円計上するものでございます。

6目地域包括支援センター費177万6,000円の減額で、1,191万5,000円となります。当初保健師を採用する予定でありましたが、嘱託保健師に切りかえたことによります人件費の減額と賃金の追加によるものでございます。

7目介護予防費92万円の追加で、595万4,000円となります。嘱託保健師採用による精査により、追加するものでございます。

次に、8ページでございます。民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費200万円の追加で、4,368万6,000円となります。先ほど議案第22号、23号でご説明申し上げました高校生以下医療費助成事業の拡充分として200万円追加するものでございます。

衛生費、保健衛生費、3目環境衛生費1,530万円の追加で、2,421万円となります。11節需用費でございますが、下鶉共同浴場のボイラーFRPタンクの修繕料として670万円、鶉共同浴場のボイラーFRPタンク、浴室内部及び屋外煙突の修

繕として860万、合計1,530万円を計上するものでございます。

商工費、商工費、1目商工振興費906万4,000円の追加で、3,295万3,000円となります。22節補償、補填及び賠償金でございますが、上砂川バイオ、北海道アグリ、わたなべファーム、3社に融資をしていた緊急運転資金融資が休業や破産により回収不能となったことから、代位弁済金として利子を含め906万4,000円計上するものでございます。引き続き回収に努めてまいります。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費7,281万円の追加で、1億3,232万4,000円となります。平成8年に購入いたしました13トン級の除雪用タイヤショベルについて、国の補助金を受け更新するもので、12節役務費に保険料として1万円、18節備品購入費で除雪用タイヤショベル購入費2,300万円を計上するものでございます。資料ナンバー4をご参照願いたいと思います。13節委託料ですが、昭和46年築造の八千代橋につきましては来年度長寿命化補修工事を行うことから、本年度実施設計費として1,600万追加するものでございます。引き続き資料ナンバー4をご参照願います。15節工事請負費でございますが、初めに昭和49年築造の相生橋については当初予算で実施設計を計上しておりますので、長寿命化補修工事として3,000万追加するものでございます。町道朝駒緑が丘線のり面及び排水復旧工事につきましては、融雪により緑が丘と鶉の境界の沢ののり面が崩れたため、のり面60平方キロメートル、排水管20メートルを復旧するため130万円を追加するもので、道路維持及び舗装補修工事の250万円の追加は融雪に伴う各種復旧工事をするものでございます。

土木費、住宅費、1目住宅管理費450万円の追加で、7,325万8,000円となります。資料ナンバー5をご参照願います。11節需用費で450万円の追加は、住宅集約事業の中で昭和50年建設の改良住宅について当初予算におきまして屋根塗装で予算計上しておりましたが、軒先が破損したことから、

屋根のふきかえに変更したことによるものでございます。

2目公営住宅建設費2,600万円の追加で、5,555万8,000円となります。資料ナンバー6をご参照願います。15節工事請負費で2,600万円の追加は、住宅集約事業において緑が丘公営住宅6棟24戸、鶉改良住宅3棟18戸を水洗化するものでございます。

教育費、小学校費、2目教育振興費284万8,000円の追加で、1,216万8,000円となります。18節備品購入費の284万8,000円の追加は、児童用椅子と机が購入後20年以上経過していることから、全児童分130セットを更新するものでございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費429万円の追加で、2,974万3,000円となります。11節需用費でございますが、本年4月に屋上から雪庇が落下し、体育館の天井の材質が一部剥離したため、その修繕費と屋上に自力で雪庇落としができるよう安全柵を設置するため、修繕料360万円を追加するものでございます。18節備品購入費69万円の追加は、平成12年に購入したシュレッダーとコピー機の更新によるものでございます。

2目教育振興費153万4,000円の追加で、841万7,000円となります。18節備品購入費で153万4,000円の追加は、小学校同様全生徒分70セットを更新するものでございます。

教育費、社会教育費、3目社会教育施設費65万円の追加で、410万2,000円となります。11節需用費でございますが、趣芸館の木彫室のフローリングが劣化してきて張りかえが必要なため、修繕料65万円を追加するものでございます。

次に、6ページ、歳入でございます。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、4目土木費補助金3,658万5,000円の追加で、4,225万5,000円となります。3,658万5,000円の追加は、橋梁長寿命化補修事業と除雪車更新事業に係る補助金の計上であります。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金400万円

の追加で、460万円となります。ふるさとづくり基金から400万繰り入れ、小中学校の机と椅子の更新経費に充当するものでございます。

町債、町債、2目衛生債1,740万円の追加で、2,600万円となります。1節し尿処理施設整備事業債につきましては、し尿処理施設整備事業に係る起債の計上でございます。2節共同浴場整備事業債については、鶉、下鶉共同浴場ボイラー改修工事に係る起債の計上でございます。

3目土木債4,860万円の追加で、5,420万円となります。1節公営住宅債ですが、既設公営改良住宅改善事業に係る起債の計上であります。2節道路橋りょう債につきましても橋梁長寿命化補修工事と除雪車更新に係る起債の計上であります。

繰越金、繰越金、1目繰越金3,291万5,000円の追加で、3,291万5,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第29号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、議案第29号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第29号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,907万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該



区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月24日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第29号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、5款町債430万円の追加で、3,990万円となります。

1項下水道事業債、同額であります。

歳入合計が430万円の追加で、1億5,907万7,000円となります。

2、歳出、1款下水道費430万円の追加で、3,787万1,000円となります。

1項下水道整備費430万円の追加で、2,994万8,000円となります。

歳出合計が430万円の追加で、1億5,907万7,000円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。下水道整備事業債、430万円、普通貸借または証券発行、4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。3、歳出、下水道費、下水道整備費、2目下水道建設費430万円の追加で、865万9,000円となります。資料ナンバー6をご参照願いたいと思います。資料のピンクの線のところが工事箇所となっております。15節工事請負費430万円の追加は、鶯改良住宅の水洗化に伴い、下水道管渠54メートルの布設工事として計上するものであります。

2、歳入、町債、町債、1目下水道事業債430万円の追加で、3,990万円となります。下水道管渠布設事業の起債の計上であります。

以上でございます。

---

### ◎議案第30号

○議長(堀内哲夫) 日程第20、議案第30号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第30号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成26年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予定額9,002万5,000円、補正予定額890万円、計9,892万5,000円。

第2項企業債、3,830万円、890万円、4,720万円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億4,413万6,000円、補正予定額890万円、計1億5,303万6,000円。

第2項建設改良費、5,800万円、890万円、6,690万円。

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「3,830万円」を「4,720万円」に改める。

平成26年6月24日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第30号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。平成26年度水道事業会計予算実施補正計画書。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入890万円の追加で、9,892万5,000円となります。

2項企業債890万円の追加で、4,720万円となります。

1目企業債、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出890万円の追加で、1億5,303万6,000円となります。

2項建設改良費890万円の追加で、6,690万円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書、3ページ、資本的支出でございます。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費890万円の追加で、6,690万円となります。資料ナンバー7をご参照願ひたいと思います。工事請負費890万円の追加は、昭和49年に町道鶉北線に埋設した配水管が40年経過したことから、配水管180メートルの布設がえ工事として計上するものであります。

資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債

890万円の追加で、4,720万円となります。簡易水道等施設整備事業の起債の計上であります。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第31号

○議長(堀内哲夫) 日程第21、議案第31号 平成26年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第31号 平成26年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事請負契約締結について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案の理由といたしましては、平成26年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第31号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

奥沢水源地に建設された奥沢浄水場は、平成6年度に工事を完成し、平成7年4月から通水を開

始しましたが、建設後15年を経過し、各種電気計装機器に更新の必要が生じたことから、簡易水道事業として平成22年度より計装機器の更新に着手してまいりました。特に緊急度の高い事業内容を精査し、効率的かつ経済的な検討を行い、薬品注入設備や水質センサー設備、ろ過池制御設備、各種ポンプや計器類の更新整備を行い、本年度におきましては浄水場の操作の中核であります中央監視システムの更新を行うものであります。場内の計装機器類を管理室にて一元操作と監視することができ、水処理の安心、安全な管理の効率化を図るもので、工事の竣工期限は平成27年1月30日であります。

入札につきましては、三鈺建設株式会社上砂川支店、株式会社木川電機商会、株式会社平尾電気商会、末廣屋電機株式会社、株式会社加藤電機商会の5社による指名競争入札の方法で去る6月18日に執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、株式会社加藤電機商会5,290万円、末廣屋電機株式会社5,285万円、株式会社平尾電気商会5,280万円、株式会社木川電機商会5,270万円、三鈺建設株式会社上砂川支店が5,240万円で、三鈺建設株式会社上砂川支店に落札したものであります。契約金額は、消費税相当額419万2,000円を加えた5,659万2,000円であります。

それでは、本文に入らせていただきます。平成26年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事請負契約締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、工事名、平成26年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事。

2、工事の場所、歌志内市字西山44番地8。

3、工事の概要、浄水場中央監視システム更新一式。

4、竣工期限、平成27年1月30日。

5、契約金額、5,659万2,000円。

6、契約の相手方、三鈺株式会社上砂川支店支

店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明は終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。大内議員。

○8番（大内兆春） 質疑というほどでもないのですが、三鈺建設にこういう電子機器を扱う部署というか、それからシステムの管理運営する能力というか、そういう部署があるのですか。

○議長（堀内哲夫） 佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 昔空知電工という部署がありましたが、三鈺建設の中に空知電工が一体となりまして、電気計装機器についてはもとの空知電工が一括管理をするというような形で対応しております。

○議長（堀内哲夫） 大内議員。

○8番（大内兆春） ノウハウ的には心配はないですか、そしたら。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） はい、ございません。

○8番（大内兆春） わかりました。

○議長（堀内哲夫） よろしいですか。

○8番（大内兆春） はい。

○議長（堀内哲夫） その他、あと質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成26年度簡易水道等施設整備事業浄水施設電気計装設備更新工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

署名議員 大内 兆 春

署名議員 伊 藤 充 章

---

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日25日と26日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、25日と26日は休会することに決定いたしました。

なお、明日25日につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、27日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

平成 26 年

## 上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 27 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 議  
午前 11 時 23 分 閉 会

### ○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑
- 第 4 議案第 21 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 22 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 23 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 24 号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第 8 議案第 25 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 9 議案第 26 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 10 議案第 27 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 11 議案第 28 号 平成 26 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 29 号 平成 26 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 30 号 平成 26 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 21 号～第 30 号までは

質疑・討論・採決とする。

- 第 14 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 15 派遣第 1 号 議員派遣承認について  
(追加日程)
- 第 16 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第 17 意見書案第 6 号 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書
- 第 18 意見書案第 7 号 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書
- 第 19 意見書案第 8 号 「消費税 10%」実施の中止を求める意見書

---

### ○会議録署名議員

8 番	大 内 兆 春
1 番	伊 藤 充 章

---

### ◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 平成26年第2回定例会に当たり、町政執行方針の質問をさせていただきます。

質問の1件目ですが、第四、活力とにぎわいのある町づくりの条文中の2、地域を支える産業を構築する町づくりの中でまちおこしプロジェクト研究会と地域おこし協力隊の導入について町長の考えをお伺いいたします。自分もこの会議体や協力隊の導入に関しましては、今後の町づくりを新しい視点で考えていく上で町長の思いに賛同いたしますし、お手伝いしていききたいところではありますが、今現在この研究会についてはどのような活動を求めているのでしょうか。

これから開始するに当たり、サポートは町職員がするのかと思いますが、構成メンバーについても若年層や関係機関、団体と記載されておりますが、どのような方々に呼びかけを行うのでしょうか。

今回の執行方針の主要施策や第6期の総合計画

に記載されている内容と課題を絞り、それについて問題解決を進めるという手法なのでしょう。もし自分が進めるのであれば、目的を明確にする必要がありますし、余り紛らわしいことはせず、何点かに絞り、楽しくできる会議の場をつくりたいと思います。例えば条文の中にある地域資源を生かした特産品開発やご当地グルメの開発とか、自由な発想で個々が楽しく明確な目標を持って取り組める会議体にしてほしいと望むところです。

また、研究会に対する補助金や助成金については、今後どの程度予算措置する考えなのかお聞かせ願います。

次に、地域おこし協力隊の募集についてですが、自治体の導入については北海道が一番多く、訂正ですが、168と書いていますが、これ168人でして、58の自治体と訂正いたします。58の自治体が既に受け入れを実施していて、平成24年度からは特別交付税措置も拡充されてきております。この地域おこし協力隊の導入に際し自分が一番危惧するところは、うちの町の状況を見て果たして魅力を感じてくれるかどうかということと新しい発想を持って取り組んでくれる人材がいるかどうかという不安もあります。今後受け入れる体制もあらゆる面で検証していかなければならないと思いますし、近隣では砂川市がこの制度を活用し、3名の受け入れを行い、町なかの空き店舗を利用し、スパコという名称の建物を活動拠点に、町なかの商店を常に回り、情報収集に努め、にぎわいを創出するイベントを開催し、頑張っている姿を拝見しておりますが、この制度についても自分が思うところがございますが、受け入れる自治体は何をしたいかをしっかりと明確にさせなければなりません。来る隊員にいきなり発展を望むのは難しいですし、切り口や道しるべをつくる必要があると思います。任期も決められておりますし、定住、定着も目的とされていることから、受け入れる自治体も任期が終わったらもう知らな

いというわけにもいかないと思いますし、役場職員の定年退職者もこの数年で多くなりますことから、来る人の意向もありますが、募集要項に任期終了後の職員採用も視野に入れていと記載して募集してはいかがでしょうか。

近隣自治体の取り組み状況もお伺いしたいのと、これから結成される予定のまちおこしプロジェクト研究会と役場との連携について考えをお聞かせ願います。

次に、条文中の第五、みんなで進める町づくりの中の2、健全で効率的な財政運営を進める町づくりについて。補助団体並びに地域団体への補助金の動向について、ここ数年は変わらないですが、平成13年度から行財政改革が始まり、補助金についてもかなり削減されてきた経緯があるかと思いますが、当時の13年前から比べると各団体への補助金はどのくらい削減されているのかお伺いいたします。

今までも各団体から新たな事業やそれらについての予算措置の拡充が要望されているのではないかと思います。補助を受けている団体というのは財政再建問題もあるので、町に対して物を申すことができなかつたと思います。全てを行革前に戻すというのは無理かもしれませんが、今後の町づくりや人材育成等に必要があると判断できれば各団体への予算の拡充をしていただければと思います。

執行方針にもありますが、町民の声や住民対話を大切にしていくというところで制度、施策も見てみますと新規事業もありますが、やむを得ず廃止にしたものもあるかと思いますが。今まで町に対して無理も言えなかつた団体もあるかと思いますが、今後も各団体の代表者の意見を聞いてみてはいかがでしょうか。町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上で私の町政執行方針の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員

の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、6番、高橋議員の1件目のご質問、第四、活力とにぎわいのある町づくり、2、地域を支える産業を構築する町づくりについてお答えいたします。

初めに、まちおこしプロジェクト研究会についてであります。本町は急速な人口減少と少子高齢化が進展する中で、町の活性化に向けた取り組みや特産品開発などによる地域おこし事業につきまして、ありとあらゆる方向からその可能性を検討し、具現化していかなければならず、今後の町づくりを進めるためには行政主導による町づくりではなく、多くの町民の皆さんからのアイデアの提言や協力などが必要であることから、研究会の設置について検討しているところであります。議員のご指摘のとおり、立ち上げに当たっては目的を明確にし、本町が抱える課題について調査研究しなければならないと思うもので、プロジェクトチームの委員につきましては将来の上砂川について話しやすい環境、雰囲気の中で民間のノウハウや知恵、アイデアを結集させるため、既成概念にとらわれず、新たな発想力を期待し、若壮年層を中心に検討しているところであり、研究する内容に応じて関係機関、団体及び職員からの委員の選考を行い、今後の町づくりには何が必要か、何をすべきかをしっかりと見きわめ、実効性のある研究会にしたいと考えており、関係予算につきましては研究、協議内容等を鑑み、今後検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、地域おこし協力隊制度の概要でございますが、地域おこし協力隊は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方自治体において地域外の都市部の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで地域力の維持強化を図っていくことを目的とし、具体的には地方自治体が都市の住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱をし、任期に

つきましては1年以上3年以内の期間で、地元産業などの地域おこし活動の支援や住民の生活支援などの各種地域協力活動に従事していただきながら、当該地域への定住、定着を図っていく制度となっております。この制度は、総務省が平成21年度から始めた制度であり、制度を活用し、地域おこし協力隊員を任命した場合、これらに係る経費に対しましては隊員1人当たりの報酬として年間200万円、活動費として200万円のほか、募集に要する経費として自治体1団体当たり200万円を上限として特別交付税において財政措置が行われるものであります。

ご質問の北海道内の活動状況についてでございますが、25年度においては58市町村で活動、活用しており、現在168名の隊員が各自治体で従事し、空知管内においては夕張市、芦別市、深川市、砂川市、北竜町、沼田町の6市町で11名の隊員がそれぞれの地域の活性化に資する活動に当たっているところであります。中空知管内では、議員のご指摘のとおり砂川市においては3名の隊員を受け入れ、1人は商工観光振興担当として市の観光情報の発信やイベントへの参画を担当、2人は空き店舗を活用した町なか集客施設において商店街の活性化に向けた情報収集、発信、都市部におけるイベントでのPR活動などを行っております。また、芦別市においては、1人の隊員を受け入れ、農業に従事しながら農産物の販売支援や特産品の開発、観光情報の発信などにより地域の活性化に貢献しているところであります。

本町が制度を活用するに当たり、何をしたいかを明確にさせる必要があるのではとのご指摘でございますが、ご承知のとおり本町は人口減少が著しく、超高齢化社会にありますことから、見守りサービスや除雪支援、通院、買い物のサポートなど高齢者の生活支援や、さらには地域コミュニティーの活動の支援が求められておりますことから、地域おこし協力隊を導入する場合がありますがこれらを踏まえ、目的やどのような人材を受

け入れるのかというコンセプトを明確にした上で、また前段申し上げましたが、まちおこしプロジェクト研究会への参画につきましてもその人材が持っているノウハウの活用、さらには地域では気がつかなかった地域資源の発掘の可能性もございますので、これらも含めて検討してまいりたいと考えているところであります。

募集に当たり、職員採用を含めてとのご意見でございますが、長いスパンでの計画となることから、今後の職員採用計画との関係がございますので、このことも踏まえ検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

次に、2点目のご質問、第五、みんなで進める町づくり、2、健全で効率的な財政運営を進める町づくりについてお答えいたします。初めに、団体等への補助金についてでございますが、ご質問にもございますように脆弱な財政基盤の立て直しを図るため、町民の皆さんのご理解のもと人件費の削減を中心に住民に係る制度、施策につきましては他市町にない制度やそれを上回る制度について休廃止などの見直しを行う行財政改革を平成13年度より着手してまいりました。団体補助金につきましては、平成14年度に一律10%、平成16年度には一律15%の削減を行ったところでございます。ご質問の平成13年度と現在との比較でございますが、平成13年度の団体補助金につきましては40団体、2,780万円ほどでございましたが、その後8団体が解散や活動休止をいたしましたので、26年度当初予算におきましては32団体に対し運営費補助等といたしまして約1,500万円となっております。この間1,300万円ほどの削減となっているところであります。団体補助金につきましては、各団体の設置目的や活動の内容が広域性があり、地域振興や地域活性化につながる、もしくはそれに準ずると認められる事業等に対し補助するものでありますことから、財政健全化中におきましても各団体から周年行事や臨時的な事業に対する要望に対



しまして、その内容を考慮し、臨時的に都度予算措置を行ったところでございます。議員のお話にもございますが、執行方針で述べておりますとおりあらゆる機会を通じて話し合いの場を持つこととしておりますし、今後の町づくりを進める上で各界、各団体からのアイデアの提言や協力などが必要であり、そのことが今進めている協働による町づくりにつながるものと考えております。団体の予算、決算を含め、運営状況、さらには事業内容等についてもあわせて伺いながら、目的や活動実績等を勘案した上で団体補助金についての見直しも検討してまいりたいと考えております。厳しい財政運営ではございますが、団体運営に支障のないよう必要に応じた予算措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたく、あわせて町づくりに向けた団体各位のより一層のご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 川 岸 清 彦 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 第2回定例会において、町政執行方針に対する質疑をいたします。

平成26年6月23日、上砂川町議会議長様、議会議員、2番、川岸清彦。

件名、中空知定住自立圏構想への対応について。

(1)、総務省の定住自立圏構想推進要綱で各市町選出の市民委員による圏域共生ビジョン懇談会が共生ビジョンを策定するとの説明であります。中心市と連携市町が最初から対等、平等な連携を進めるということによろしいのでしょうか。

連携のイメージとしては、今までの中空知地域における一部事務組合や広域連合など広域的な取り組みを生かし、広げるというイメージと考えてよいのか。

(2)、協定を結んだ連携市町がサービスを縮小もしくは再編せざるを得ないおそれもあると言われているが、町民サービスが低下するおそれはないのか。

(3)、①、医療連携強化、②、地域防災連携、③、鳥獣被害防止対策、④、地域人材育成の4つの事業でどのようなメリットが期待できると考えられるか。

以上、町長の定住自立圏について思い入れとどのように進めていくのかをお伺いして私の質問いたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、2番、川岸議員のご質問、中空知定住自立圏構想への対応についてお答えいたします。

初めに、定住自立圏構想の概要につきましてご説明をさせていただきます。定住自立圏構想は、都市機能を有する中心市と連携市町において相互の役割を分担、連携し、人口の定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、住民が安心して暮らし続けることができる地域の活性化に努める構想であり、また中空知広域圏組合においては広域圏計画を策定する国の要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことから、今後広域圏組織の見直しが必要となっており、広域圏組合制度の継続施策として定住自立圏構想推進要綱が制定されたものであります。

議員のご質問、中心市と連携市町が最初から対等、平等な連携を進めることでよいのかとの1点目のご質問でございますが、定住自立圏構想は連携市町がそれぞれの地域の特性を生かし、互いに

役割分担をしながら定住に必要な生活機能等の確保を図り、魅力ある圏域をつくっていく仕組みでありますので、定住自立圏の形成協定についても中心市と連携市町が対等の立場で協定を締結するもので、連携市町としてもこの制度を有効に活用し、メリットのある施策を展開するものであります。

また、一部事務組合や広域連合など広域的な取り組みを生かし、広げるというイメージと考えてよいのかとの2点目のご質問でございますが、一部事務組合は地方自治法上の共同処理制度の一つであり、特別地方公共団体として法人格や固有の執行機関を持ち、構成団体の総意で進められる仕組みで、定住自立圏構想は地方自治法に基づかない共同処理に区分され、市町村相互の役割分担や連携事項などの協力関係全般を包括的に協定するという形で、各市町議会の議決を経て全ての団体の総意は必要ないことから、一部事務組合などとは違う方式となるものでございます。

3点目の連携市町がサービスを縮小、再編せざるを得ないおそれもあると言われているが、町民サービスが低下することはないのかのご質問でございますが、このたびの定住自立圏構想につきましては既存の事業をそのまま積み上げたものとなっており、また先ほど申し上げましたとおり1対1で協定を締結するため、万が一サービスが縮小、再編される場合など不都合があれば議会の議決を経て協定を廃止することができることとなっておりますので、住民サービスが低下するというようなことはないというふうに考えております。

最後に、医療連携強化、地域防災連携、鳥獣被害防止対策、地域人材育成の事業でどのようなメリットが期待できるのかのご質問でございますが、既にこれらの連携事業につきましては広域で取り組んでいる事業もあり、医療連携につきましては入院施設のない本町にとっては休日、夜間救急診療体制が維持でき、地域防災連携につきましては災害時に職員の派遣や備蓄品、資機材等の相

互利用が可能となり、さらに鳥獣被害防止対策につきましてもご承知のとおり熊の出没時には既に砂川市と連携をして対応しているところであります。地域人材育成につきましても既に広域圏で対応しておりますし、今後につきましては大学との連携も視野に入れるなどの事業拡大も可能となるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、道内の人口は全国に先行し、減少が進んでおり、特に中空知圏は過疎化、少子高齢化が顕著であります。広域連携は、喫緊の課題であると思っておりますので、圏域全体のスケールメリットや各市町の地域特性を生かし、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（川岸清彦） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 次、3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（吉川 洋） 第2回定例会におきまして、町長の町政執行方針に対しまして私から2点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、第四、活力とにぎわいのある町づくりの3番目、観光資源を生かした町づくりについて質問をさせていただきます。観光対策の中で特産品の充実等、今ある数少ない観光資源をフルに活用し、観光入り込み客の増を図るとあります。もちろん現存するものをより活性化して効率的に発展をすることも必要と思っておりますが、さらに新たな手法を用い、より上砂川をPRをして観光の発展につなげ、観光入り込み客の増を考えることも

必要ではないかというふうに考えております。大変残念であります。4月30日に亡くなられた渡辺淳一氏を初め、上砂川町と何らかのかかわり合いを持つ多くの著名文化人並びに芸能関係者がいらっしゃいます。これらの方々とはつながりを持ち、より活用させていただき、上砂川をPRする方法もあると考えておりますが、今までの当町はこのような方法は決して得意ではなく、余り苦手であったように感じております。そんな中、現在上砂川商工会議所を中心に積極的に支援活動しております歌手は、大変よい例と考えておるところでございます。先日北海道新聞において特集を組み、1ページ版で取り上げて上砂川も紹介を中であられ、PRに貢献をしていたところであるというふうに考えておりますが、このような1ページの全道版の広告をするとしたならば、新聞の銘柄によるかと思いますが、1,000万を超えるような高額な費用がかかるというふうにも聞いております。これらのことも踏まえ、これからも上砂川とゆかりのある著名人を積極的に活用することにより、町の負担も少なくPRが可能になると思われますが、行政としてこれからこれらの方々を活用してより効率的な上砂川のPR活動をしてはどうかと考えますが、町長ご本人のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、第五、みんなで進める町づくりの中の町民一人一人が主役の町づくりに関して質問させていただきたいと思っております。上砂川町は、人口も減り、それに伴い町職員の数も一時期から見ますと大変少なくなってきております。しかしながら、人口減に比例して行政のする仕事が少なくなるというようなことではないというふうに考えております。少子高齢化の時代、よりきめ細かな住民に対する行政サービスが求められており、またその反面より効率的な行政運営も望まれているところでもあります。例えば自治会、町内会活動を支援する地域サポート制度を効率的に運用するには、経験豊かな担当者が当たらなければスムーズな運用

は大変難しいものと考えるところでございますが、向こう3年間の職員の動向を考えますと、3年後までに10人以上の定年退職が出ると聞いております。定年退職者が一気に10人以上になるようなことを考えますと、行政の体制にも影響が出るのは間違いないことと思われるところでございますが、今後地域住民への行政サービスの低下を招かないためにも、また効率的な行政運営を図る面からも今から何らかの対策を講じる必要があると思っておりますが、職員の採用を含めて町としてこの点についてどのように考えているのかをお聞かせを願います。私からの質問をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 3番、吉川議員のご質問、第四、活力とにぎわいのある町づくり、3、観光資源を生かした町づくりについてお答えいたします。

まず、答弁に入ります前に、去る4月30日にご逝去されました本町出身の直木賞作家、渡辺淳一先生に対しまして心よりご冥福をお祈り申し上げますところでございます。

それでは、答弁に入らせていただきます。本町の観光資源につきましては、上砂川岳温泉パンケの湯を中心といたします各種イベント、商工会議所主催によります仮装盆踊り花火大会の開催のほか、特産品につきましては現在振興公社におきましてニジマスを活用したニジマスの薫製などの開発に取り組んでおり、限られた観光資源の活用を図っているところであります。

議員ご質問の新たな手法を使い上砂川をPRして観光の発展につなげる必要についてでございますが、本町におきましては本町出身の著名文化人、もしくは本町にゆかりのある著名文化人は渡辺淳一先生を初め、俳優の千秋実氏のほか、芥川賞受賞作家の重兼芳子氏などがおりますが、現在は故

人となられ、他市町村のような観光大使を委嘱し、町のPRを依頼する環境になり得ない状況となっております。議員のお話もございましたが、現在商工会議所においてかつて本町を舞台としたテレビドラマ「昨日、悲別で」の悲別を曲のタイトルとした演歌歌手を積極的に支援しており、また曲の発売以来カラオケ愛好者の間では多く歌われ、根強い人気もあるとしてラジオや新聞、さらには雑誌等で取り上げられております。歌手ご本人も本年3月5日に来町し、旧上砂川駅舎で本町のカラオケ愛好者と歌の披露をするなどの活動をされており、本年8月13日に開催されます仮装盆踊りにも参加される予定というふうにも聞いています。議員からのご提言でございますが、上砂川町のPRに活用してはどうかということでございますが、町の情報発信を行うための新たな手法も検討しなければならないと考えているところでございますが、歌手ご本人がどのようなPRを考えていらっしゃるのか、また町に何を求めているのかなども確認しながら、また手続上の課題も含め、現在積極的な支援を行っております商工会議所とも協議を行いながら検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、2件目のご質問、第五、みんなで進める町づくり、1、町民一人一人が主役の町づくりについてお答えいたします。地方自治体における事務事業は、地方分権の推進による国の制度、施策が大きく変化することにより日常業務も大幅な増加傾向にあり、さらに著しい少子高齢化の進展によりまして住民が行政に求めるニーズは多様化しており、より一層きめ細やかな住民サービスが求められております。本町の職員構成についてであります。平成13年度からの行財政改革によりまして人件費の抑制を図るため職員の退職欠員不補充を進め、平成12年には一般行政職でございますが、80人の職員がおりましたが、本年度においては現在54名となっております。人口規模、産業構造が

類似する類似団体との職員数の比較におきましても、農業基盤がないとは申せ、20人ほど少ない状況となっております。年齢別に見ましても、30代前半までの年齢層が極めて少ない年齢構成となっており、議員ご指摘の定年退職者の推移につきましても一般行政職につきましても平成26年度末で4名、27年度末では5名、28年度末では2名となっており、今後3年間で11名が定年退職を迎えることとなっているところであります。これら定年退職職員につきましても、本人の希望により一定期間再雇用を行う再任制度はございますが、必ずしも欠員補充を補充でき得る状況にはないというふうにも思っているところでございます。

今後の職員採用についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり計画的な職員採用をしていかなければ行政サービスの維持を含め、行政機能の停滞も予想されますことから、厳しい財政状況ではございますが、平成27年度より業務量の動向も見据え、必要最小限の採用を検討していきたいというふうにも考えております。また、採用に当たりましては、年齢構成の不均衡是正も必要であり、30代の職員の補充も考える必要があり、社会人枠での採用も視野に入れた職員の採用計画をあわせて検討していきたいというふうにも考えております。

今後本町が抱える少子高齢化問題などの課題解決に向け、子育て支援策や高齢者、介護施策などさまざまな制度、施策のさらなる拡充が求められますことから、職員の計画的な採用のほか、職員の一層の資質向上にも努めながら、行政サービスの低下を招くことのないよう取り組んでまいりたいというふうにも考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思いません。

---

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 平成26年第2回定例会に当たり、教育行政執行方針の質問をさせていただきます。

条文中の学校教育の推進の中の（1）、学習指導の充実の中で1件目の質問に入りますが、学力向上対策について、平成22年度から放課後子ども教室を開き、金曜日の放課後と土曜日に学習指導を行い、取り組んできた成果もあり、徐々にですが、その効果があらわれているのかなと感じております。しかし、平成25年度の全国学力・学習状況調査について改善は見られるものの、全国平均には遠く及んでいないのではないかと思います。近隣では、本年4月から雨竜町が学習塾と連携してジュニアスクールを開催していますが、我が町も学校と連携して今後も強化していく必要があるのかと感じております。今現在の開催場所もふれあいセンターということもあり、自分は学校で開催したほうが子供の参加人数もふえると思えますし、今まで以上にアドバイザーの確保や実験教室やスポーツ等も含めた体験活動について手厚い予算を講じていくことで保護者の研修も含め、生徒の勧誘を進めてみてはいかがでしょうかと思います。近隣自治体の状況もお聞かせいただき、今後の取り組み

についてお伺いいたします。

次に、学校評議員制度とPTAのかかわりについて質問いたしますが、今のところ小中学校とも学校長の求めに応じ、無報酬で3名の有識者の方と年3回ほど会議が開催されているようですが、平成25年度はどのような話し合いがなされているのか教えていただきたいと思えます。

先日教育委員会制度の改革についての答申が示され、平成27年4月から首長への権限が今まで以上に持たされるようになり、教育長が教育委員長の役割を兼務し、一元化されることになるようですし、新たに総合教育会議というのも新設されなければならないと聞いております。可能かどうかわかりませんが、今現在本町は教育委員長を含め2名と記載されておりますが、3名に修正していただきたいと思えます。3名体制となっております。これに加えて、学校評議員にも権限を持っていただき、ある程度の報酬のもとで年間3回の会議だけではなく、学校運営やPTAの会議の参加や指導にも当たっていただき、新しい総合教育会議に加わってもらうことはできないかと感じるところでございます。なぜこんなことを申し上げるといいますと、ご存じかと思えますが、6月23日現在、きょうは27日ですが、27日現在上砂川中学校においてPTA会長が不在の状況にあります。生徒数も減少しておりますが、保護者の数も減少していますし、地域の情勢を見ますとやはり仕事の関係等で率先して役員を引き受けてくれる方がいなくなっているのが原因かと思っております。今までも町職員である保護者が学校の役員をされたり、現在中央小学校も消防の職員さんがPTA会長をされているところですが、これからは役場職員である小中学校の保護者にも会長職を受けていただきたいと私は強く感じております。もともと教育委員会という部署があるので、人事異動のことも配慮し、難しいとされていましたが、現状を見るとそんなことも言っていない状況なのかと思えます。来年4月を見据えて町長、教

育長両方にお伺いしたいのですが、PTA会長が不要だと思われればそこまでですが、今後の課題解決に向けてどのような取り組みが必要なのかお伺いしたいと思います。

以上で私の教育行政執行方針の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 6番、高橋議員の1件目のご質問、学力向上対策についてお答えします。

学力向上対策とふれあいセンターで実施している放課後子ども教室の学校での活用についてですが、初めに町内の学校における児童生徒の学力の現状について述べさせていただきます。本町の児童生徒における学力については、昨年第3回定例会の教育行政報告で申し上げましたとおり、全国学力テストの結果については前年度と比較して一部で改善は見られたものの、全国平均正答率を大きく下回っている状況にあります。大きな要因としては、家庭学習の習慣が身につけていない状況にあり、学校での授業はもとより、家庭での学習が大変重要であることから、家庭学習の手引を保護者に配付し、家庭学習の習慣づけが図られるよう教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてきたところであります。

また、空知教育局の協力をいただきながら親子学習教室を開催し、同様に家庭での学習習慣づけについて保護者にお願いしているところであり、学校においても児童生徒みずからが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを実施し、生活習慣の改善に努め、また子供たちにとってよりわかりやすく効果的な授業ができるよう実物投影機を導入し、学力向上対策を進めております。

議員のお話にもありましたとおり、雨竜町では町内民間学習塾と連携し、学力向上のために町公民館にて講習を行う事業や秩父別町においては中学校において学習支援員を配置し、放課後学校内

の図書室で補習する事業など学力向上に向けた先進的事例がありますが、学習塾などが無い本町にとっては学校は直接児童生徒に学習を指導できる機関として大きな役割を占めており、学習向上のためには議員のご指摘のとおり学校との連携が非常に重要でありますので、朝読や漢字の書き取り、毎日の宿題を通し学習する習慣づけをしっかりと行いながら、さらに学校と協議し、先進的事例を参考に学力向上に向けた事業を検討してまいりたいと考えております。

なお、本年度の学力テストの結果については、現時点で教育局からの報告が来ていないことから、判明次第報告させていただきます。

議員の放課後子ども教室について、開催場所をふれあいセンターから学校内での開催についてですが、放課後子ども教室については週1回から2回程度放課後や土曜日を利用し、地域の協力を得ながら学習することを目的に、児童館機能を持つ東鶯にあるふれあいセンターにて平成22年より実施しており、昨年度実績として56回開催され、延べ人数380人の児童の利用があり、アドバイザーの指導のもと子供たちが自主的に学習に励んでいるところでございます。学校での開催については、事業を実施するに当たり、各関係者で協議した結果、児童館となったことから、現在児童館での開催が定着している中、今後児童の参加人数の状況や各関係者の意見を聞きつつ、学校での開催も視野に入れながら検討していきたいと考えております。また、今後大学などとの連携も検討し、その中で学習指導をしていただけるアドバイザーの確保をし、内容の充実も検討してまいります。いずれにいたしましても、地域や家庭、学校が連携しながら子供たちの学力向上のための事業については必要な予算措置を講じていくことといたしますので、ご理解を賜るべくお願い申し上げます。

次に、2件目のご質問、学校運営についてお答えします。ご質問の当町における学校評議員の活

動状況と、あわせてこのたびの教育委員会制度の改革である改正地方教育行政法により来年度より設置が義務づけられる町長が主催する総合教育会議への学校評議員の参加の検討についてと、現在中学校においてPTA会長が選任できない現状から、そのような課題解消のため町としての対応についてであります。初めに学校評議員の現状について述べさせていただきます。学校評議員につきましては、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられたものであり、現在各校長の推薦により小学校に3名、中学校に3名の評議員を委嘱しており、昨年度は小中学校とも3回ずつ評議員及び校長、教頭とで開催される評議員会が開催され、今後の学校運営の改善に反映させるべく、保護者や児童生徒に対し実施した学校運営に関するアンケート結果や教職員自己評価に対する分析や考察を行い、小学校で開催される運動会、学習発表会、中学校で開催される体育祭、学校祭についても視察見学を行い、一人一人が責任を持って学校運営に対し意見を述べられるよう活動しているところであります。

また、過日教育委員会制度を改革する改正地方教育行政法が成立し、来年4月から新教育委員会制度が実施されることになり、首長は教育委員長と教育長を統合した新しい教育長の任免権を持つこととなったことと首長、教育長、教育委員、有識者等で構成し、教育方針を定める大綱の策定や教育施設整備などの予算に関する教育施策の調整を行うことを目的とした首長が主催する総合教育会議の設置が義務づけられたところです。議員の総合教育会議に学校評議員参加については、今後法律に基づきこの会議の委員を選考する中で学校に対する見識が高い有識者として捉え、委員の選考に当たり検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、中学校においてPTA会長が選出できな

い状況に対するこの課題解消に向けた委員会としての対応についてであります。現在PTAのみならず町内各地域における自治会や町内会、また各種団体においても人口減少や高齢化により役員のなり手がいない状況があり、役員改選に当たってはいずれの団体においても大変苦慮しているところであります。また、PTAの役員不足の問題については全国的な課題になりつつあり、PTAがない学校もあると聞いておりますが、PTAは保護者と先生が一緒になって子供たちのために活動する目的でつくられた組織であり、学校運営に当たり重要な役割を担っており、さらには町づくりを進める上で、特に子育て支援施策の推進に当たっても重要な団体でありますので、委員会といたしましても将来を担う子供たちのためにご尽力いただいている町PTA連合会に財政負担の軽減を図るため補助金による財政支援を行い、活動を支えておりますが、今後におきましても学校行事やPTA連合会が主催する行事などを通じながら、機会あるごとに学校を中心としたPTAの必要性の啓蒙に対し委員会といたしましても支援、協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。高橋議員。

○6番（高橋成和） 最初に、要望だということをおっしゃっていただきます。

1件目の学力向上、これから必要な予算を措置していただくということで、大変ありがたいと思っております。ただ、自分個人的な意見で学校開催というのを言ったのですけれども、やはり保護者の中からもそういう話がちらほらと出ていましたので、それはご理解いただきたいと思っております。

あと、学習だけではないです。スポーツについても先日砂川高校の生徒2名、上砂川出身者ですけれども、全国大会に陸上で出場するというところで、そういった面で明るい話題もありますし、今

後もスポーツに対しても、スナッグゴルフとか、そういうのをやられてきたと思うのですけれども、必要に応じ予算を講じていただければと、そんなふうに思っております。

あと、2件目の学校評議員とPTAのかかわりについてです。つい先日、6月23日になりますけれども、PTA連合会の総会があって教育長にもご来賓で来ていただきまして、ずっと最初から最後までいていただいたのですけれども、本当に見るに見かねたと思います。人の集まり方も少ないですし、やっぱり補助金をもらっているPTA連合会という団体ですので、何か周知の仕方も余りよくなかったですし、その辺教育長中心に委員会のほうも協力いただいてやっていただければなと思っております。

自分もお手伝いしていきたいと思えますし、最後にもう一つなのですけれども、僕質問の中で職員、役場職員にも役員はやっていただいているのですけれども、会長をしてほしいというお話をしております。これ教育行政執行方針なので、教育長にはちょっと酷な話なのかもしれないのですけれども、前任である、きょう言おうか言わないか迷ったのですけれども、副町長である林副町長にもサポートいただきたいと思えますし、町長にも前向きにちょっと自分も候補者がいますので、お願いしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で終わらせていただきます。長々と申しわけございません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 要望ですね。わかりました。

その他ないようでございますので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

○議長（堀内哲夫） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

---

◎議案第21号 議案第22号 議案第23号  
議案第24号 議案第25号 議案第26号  
議案第27号 議案第28号 議案第29号  
議案第30号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、議案第21号から日程第13、議案第30号については、既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第4、議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第22号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第23号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第24号 定住自立圏形成協定の締結について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第25号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第28号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第29号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第30号 平成26年度上砂川町水

道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎派遣第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたい

と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第16、意見書案第5号から日程第19、意見書案第8号までの4件の意見書の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号から意見書案第8号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など

2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 横溝一成 高橋成和

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以

下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、意見書案第6号 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内兆春 川岸清彦

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第6号 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、意見書案第7号 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書について議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 吉川洋 伊藤充章

本文に入らせていただきます。なお、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第7号 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、意見書案第8号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書について議題といたします。

2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 「消費税10%」実施の中止を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川岸清彦

賛成議員 吉川洋 数馬尚

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第8号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を

終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

署名議員 伊藤充章

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成26年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 堀内哲夫

署名議員 大内兆春